

# 令和6年度予算概算要求の概要

こども家庭庁

# 令和6年度 こども家庭庁予算 概算要求の概要

## <主要事項>

### 第1 こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

- 1 こどもまんなか社会の実現
- 2 こども政策DXのための基盤強化やこどもデータ連携の推進

### 第2 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 1 地域の実情や課題に応じた少子化対策
- 2 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援
- 3 高等教育の無償化

### 第3 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 1 総合的な子育て支援
- 2 地域の子ども・子育て支援、こどもの居場所づくり支援の推進
- 3 こどもの安全・安心

### 第4 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 1 改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策・社会的養護の充実
- 2 ひとり親家庭等に対する支援の推進
- 3 ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援
- 4 障害児支援体制の強化
- 5 こどもの自殺対策やいじめ防止対策の強化

**20億円(5億円)**

「こどもまんなか社会」の実現のため、こども・若者の意見聴取と政策への反映等を進めつつ、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革等を進める。あわせて、こども政策DXを推進するための基盤強化やこどもデータ連携を推進し、これらを通じて強い司令塔機能を発揮するとともに、常にこどもの視点に立った施策の企画立案・実施に取り組む。

## 1 こどもまんなか社会の実現

**11億円(5億円)**

### (1) こども・若者の意見聴取と政策への反映等【拡充】【一部推進枠】

#### ① こども・若者意見反映推進事業【拡充】【一部推進枠】

・政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、対面、オンライン会議、チャット、Webアンケート及び施設等に出向いて意見を聴く方法などの多様な手法を組み合わせ、こどもの声を引き出すファシリテーター等を活用しながら、本事業に登録したこども・若者(通称：ぷらすメンバー)からの意見聴取を実施し、政策に反映し、フィードバックに繋げる。また、施設等に出向いて意見を聴く手法について、令和5年度に実施する、乳幼児や障害児といった多様なこども若者から意見を聴く在り方についての調査研究の結果を受けた拡充を行う。

#### ② こども・若者意見反映調査研究【拡充】【一部推進枠】

・こども・若者の参画に取り組む民間団体等との連携強化や、「意見表明」を醸成するための若者主体活動の支援を進めるために、国内及び海外における若者が主体となって活動している若者団体の実態把握等に関する調査研究を実施する。

## **(2) こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革【拡充】【一部推進枠】**

- ・「こどもまんなか」社会の実現に向け、こどもや子育てにやさしい社会づくりのための意識改革として「こどもまんなかアクション」を展開する。併せて、若い世代の結婚や子育てに対する不安解消のための機運醸成に取り組む。また、国民の二一歩を踏まえた施策を進めるための戦略的広報を推進する。

## **(3) 自治体こども計画策定支援事業【拡充】【一部推進枠】**

- ・自治体が行う、自治体こども計画の策定に向けた実態調査や、調査結果を踏まえた自治体こども計画の策定を自治体こども計画策定支援事業補助金により支援する。
- ・自治体こども計画の策定を促進するため、計画策定に係る効果的なプロセスを含め、地域の実情に合わせて自治体が柔軟に作成できるよう、様々な自治体規模に合わせたモデルを調査し、好事例の横展開を図る。

## **2 こども政策DXのための基盤強化やこどもデータ連携の推進**

**8億円（－億円）**

### **(1) こども政策DX見本市開催事業【新規】【推進枠】** ※参考資料2-1

- ・地方自治体等がこども政策DXや業務のデジタル化・ICT化を効果的に進められるよう、高度な専門性や人的資源を豊富に有する質の高い事業者を選定できる場を提供するため、「こども政策DX見本市」を開催する。見本市の開催により、先進事例等の効率的な横展開を進めるとともに、こども・子育て分野におけるデジタル技術・サービスを提供する事業者と地方自治体等との協働・連携を推進し、こどもや子育て中の方々の利便性向上と子育て関連事業者・地方自治体等の事務負担軽減を図る。

### **(2) こども政策DX推進体制強化事業【新規】【推進枠】**

- ・子育てに係る各種手続き及び母子保健のデジタル化、日本版DBSの導入等を始めとしたデジタル技術の活用を進めるため、セキュリティ対策や中長期を考慮した戦略的な計画の策定等の業務について、専門技術及び知見を持つ事業者の支援によりDX推進体制の強化を図る。

**(3) こども家庭庁ウェブサイトの充実【新規】 【推進枠】** ※デジタル庁一括計上予算

- ・こども家庭庁の役割やその施策、こどもの権利利益等について、特に小学生から中学生に対して、分かりやすく伝え、相談窓口等を容易に検索できる等のコンテンツを備えたこども向けWEBサイトを運営するなど、WEBサイトの充実を図る。

**(4) こどもデータ連携に係る実証事業【新規】 【推進枠】** ※参考資料2-1

- ・地方公共団体における、こどもや家庭に関する教育や福祉等のデータを分野を越えて連携させることを通じて、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組（こどもデータ連携）の実証事業を実施する。

6,131億円+事項要求(5,853億円)

我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が取り組む結婚に対する取組、結婚・子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組を支援する。また、すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法及び母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動である「健やか親子21」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

### 1 地域の実情や課題に応じた少子化対策

30億円(10億円)

#### (1) 地域少子化対策重点推進交付金 【拡充】 【一部推進枠】

- ・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組(結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組)を支援するとともに、結婚に伴う新生活を経済的に支援する結婚新生活支援事業(新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助)の取組を支援する。また、地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実、子育て家庭やこどもの触れ合い体験事業等を重点的に支援するなど拡充を行う。

### 2 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援

790億円+事項要求(532億円)

#### (1) 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施 ※参考資料2-2

【一部推進枠】 【一部事項要求】

- ・「こども未来戦略方針」を踏まえ、市町村の創意工夫により、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を着実に実施する。また、伴走型相談支援については、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。
- ・自治体間での情報連携を可能とする仕組みの構築を検討するための調査研究を行う。

#### (2) 産後ケア事業の実施体制の強化等 【一部事項要求】

- ・退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業の実施体制の強化等について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

### **(3) 乳幼児健診等の推進【事項要求】**

- ・市町村において必要に応じて行われている乳幼児健康診査等の推進について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

### **(4) プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等の推進【事項要求】**

- ・プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等の推進について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

### **(5) 母子保健のデジタル化の推進【新規】 【推進枠】** ※デジタル庁一括計上予算

- ・医療DXの推進に向けて、母子保健情報のマイナンバーカードを利用した情報連携や、公費負担医療のオンライン資格確認等を進めることとしており、デジタル庁の取組と連携しながら対応するために必要となる費用を計上する。

### **(6) 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク体制の構築【新規】 【推進枠】**

- ・妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る都道府県の中核的な精神科医療機関等に、コーディネータを配置し、各精神科医療機関や市町村等の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る。

### **(7) 妊婦訪問支援事業【新規】 【推進枠】** (※安心こども基金により実施していた事業を引き続き実施するもの)

- ・妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握するとともに、妊婦の状況に応じて必要な支援につなげる。

### **(8) 死産・流産等を経験された方や不妊症・不育症に対する相談支援等**

- ・医療機関や、相談支援等を行う地方自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。

## **3 高等教育の無償化**

**5,311億円+事項要求 (5,311億円)**

### **(1) 高等教育の修学支援新制度の実施【一部事項要求】**

- ・大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、低所得世帯の学生に対し高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）を実施するとともに、令和6年度からの多子世帯や理工農系の学生等の中間層への対象拡大について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。



## 第3 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

3兆4,621億円+事項要求（3兆4,348億円）

子ども・子育て支援新制度の推進による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化の実施により、こどもを産み育てやすい環境を整備する。

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。また、放課後児童クラブの受け皿整備やこどもの居場所づくり支援の取組を推進する。さらに、こどもの安全で安心な生活環境の整備のため、こどもを事故から守る取組を推進するとともに、万一事故が発生してしまった場合の公的保障制度の充実を図る。

### 1 総合的な子育て支援

3兆4,360億円+事項要求（3兆4,115億円）

#### （1）子ども・子育て支援新制度の推進（年金特別会計に計上）【一部社会保障の充実】【一部事項要求】

##### ① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべてのこども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

##### ア 子どものための教育・保育給付等

施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）、地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）、子育てのための施設等利用給付等を実施する。

##### イ 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等、市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。



## 【主な事項要求】

### ◇社会保障の充実

令和6年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する（消費税引上げ以外の財源も含む）。

### ◇新しい経済政策パッケージ等の実施

・幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程において検討する。

### ◇こども・子育て支援加速化プラン

1歳児及び4・5歳児の職員配置基準、保育士等の更なる処遇改善、放課後児童クラブの受け皿整備等について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

### ◇令和4年改正児童福祉法の施行

新たに子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業を創設するとともに、こども家庭センターを創設し、母子保健と児童福祉の連携・協働を進めるなど、令和4年改正児童福祉法の施行等の実施により地域子ども・子育て支援事業の充実を図る。

## ② 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

### ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

### イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

### ウ 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

## ③ 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

あわせて、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、児童手当の拡充について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

## (2) 保育の受け皿整備・保育人材の確保等【拡充】 【一部推進枠】

※デジタル庁一括計上予算を含む

※参考資料2-3

### ・保育の受け皿整備

新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある地方自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育所等の整備を推進する。

### ・保育人材確保のための総合的な対策

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士と園のニーズに合ったマッチングとするため、潜在保育士への情報提供や見学同行等、復職に向けた伴走支援を行うために「保育士キャリアアドバイザー」を配置する。

また、潜在保育士の再就職を促進するため、まずは保育補助者として保育現場で従事し、段階的に保育士として復帰する際の足がかりとなるよう支援を行う。

さらに、修学資金貸付について、保育士を目指す学生が金銭的な理由で指定保育士養成施設への進学を諦めることのないよう、所要の額を確保する。

この他、保育士支援アドバイザーにおける巡回支援について広域での対応が可能となるよう補助基準額の拡充を図ることや地域限定保育士制度の全国展開に伴う支援の拡充などを実施する。

### ・保育現場のICT化の推進

保育所等における業務のICT化等を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備する。

### ・多様な保育の充実

保育所における医療的ケア児の災害対策として、停電時における安全・確実な電源確保等医療的ケア児の災害対策として必要な備品の補助を実施する。

また、「保育利用支援事業（入園予約制）」について、①1年の育休取得後に限定せずに、慣らし保育等で育休の切り上げを希望する者も対象とする、②出産を機に退職した後、子どもが満1歳を迎えてから翌4月までに、再就職のために保育所等への入所を希望する者も対象に追加する拡充を行う。

### ・認可外保育施設の質の確保・向上

認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。

また、認可保育所への移行を目指す認可外保育施設等に対し、認可外保育施設指導監督基準の適合に必要な改修費や移転費等を支援するほか、ベビーシッターの研修機会を増加させることにより、更なる質の向上を図る。

## (3) こども誰でも通園制度（仮称）の試行的実施【事項要求】

- ・こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた形での試行的実施について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

#### **(4) 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」策定後の具体的な取組推進【拡充】【一部推進枠】**

- ・「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」の閣議決定後、その認知拡大に加え、すべての人の具体的な取組を推進する必要がある。そのため、国民運動「こどもまんなかアクション」と連携し、「国民一人一人の具体的な行動促進」、「地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成」「科学的知見の充実・普及」を一体的に推進。  
こどもの誕生前から幼児期までの、身体、心、社会(環境)のすべての面での育ちを一体的に保障することを通じて、こどもの生涯のWell-beingの向上を実現する。

## **2 地域の子ども・子育て支援、こどもの居場所づくり支援の推進 2,100億円の内数+事項要求(2,083億円の内数)**

### **(1) 放課後児童クラブの受け皿整備の推進【一部事項要求】**

- ・放課後児童クラブの受け皿整備等について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、文部科学省とも連携しつつ、予算編成過程において検討する。
- ・放課後居場所緊急対策事業(児童館等において入退館の把握や見守りを行う専門スタッフの配置支援を行う事業)の補助対象範囲を拡大し、学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合においても補助対象とする。

### **(2) 地域のこども・子育て支援の推進【事項要求】**

- ・改正児童福祉法の施行に伴うこども家庭センターの設置や地域子育て相談機関の整備  
令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置を進めるとともに、身近な相談機関である地域子育て相談機関の整備を推進する。
- ・こども家庭センターの人員体制の強化について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。
- ・新たな家庭支援事業の推進  
令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業を新たに子ども・子育て支援交付金に位置付けるとともに、子育て短期支援事業を拡充し、親子入所等による支援が受けられるようにする。  
子育て世帯訪問支援事業の拡充について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討を行う。

### **(3) こどもの居場所づくり支援の推進【一部新規】 【一部事項要求】**

- ・ 地方自治体が行うこどもの居場所づくりを推進するため、現状を把握するための実態調査や居場所に係る種々の広報啓発に関する取組に要する費用を支援する。
- ・ 多様な支援ニーズを有する子どもを含む、全ての子どもに対する居場所支援をはじめとした地域における包括的な支援体制の整備について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。
- ・ 令和4年度第2次補正予算で実施したこどもの居場所支援のモデル事業について、令和6年度も継続して実施する。
- ・ 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について補助率を1/3→1/2に嵩上げを行う。

## **3 こどもの安全・安心**

**31億円の内数＋事項要求（27億円の内数）**

### **(1) こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の構築を円滑に進めるための体制等の整備**

※デジタル庁一括計上予算を含む **【一部事項要求】**

- ・ こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）に係る事業者向けのガイドライン、マニュアル、研修資料等の作成の検討のため調査研究を行う。
- ・ こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）に係る各種体制及び情報システムの整備等について、予算編成過程において検討する。

### **(2) 保育所等の送迎用バスの置き去り防止対策の推進**

- ・ 保育所等の送迎用バスへの安全装置やこどもの見守りタグ（GPS）の導入支援などを推進する。

### **(3) 災害共済給付事業**

- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を対象とし、当該児童生徒等の保護者に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給する災害共済給付に要する経費の一部を補助することにより、保護者及び設置者の負担を過重にすることなく児童生徒等の災害に対する救済を行い、こどもの安全で安心な環境整備を推進する。

8,150億円の内数+事項要求（7,897億円の内数）

令和6年4月に施行される改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策・社会的養護の充実に向け、都道府県等における体制強化及び事業の推進を図る。

また、ひとり親家庭等に対する支援の推進、ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども等に対する支援体制の強化、障害児支援体制の強化、こどもの自殺に関する調査研究・広報啓発、地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進等に取り組む。

## 1 改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策・社会的養護の充実

1,742億円の内数+事項要求（1,691億円の内数）

### (1) 令和6年4月に施行される改正児童福祉法に基づく取組の実施【一部新規】【一部推進枠】【一部事項要求】

- ・こども家庭センターの設置促進  
こども家庭センターの人員体制の強化について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する（再掲）。
- ・家庭支援事業の実施  
家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業等）の実施に要する経費について、予算編成過程で検討する（再掲）。
- ・一時保護所における職員配置等の環境改善  
児童相談所一時保護所における職員配置等の環境改善に係る経費について、予算編成過程において検討する。
- ・親子関係再構築支援の充実  
親子再統合支援(=親子関係再構築支援)については、都道府県等が親子関係再構築支援を適切に行えるよう、支援員の配置や、こどもや保護者等に対するカウンセリングの実施、学識経験者等からの技術的助言や指導等を実施する事業を創設する。
- ・社会的養護経験者等の自立支援拠点の整備  
社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぐため、相互の交流を行う場所を開設、情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う社会的養護自立支援拠点事業を創設する。

- ・里親支援の体制強化  
里親支援センター等における人材育成のため、里親支援センター等の職員に対する研修や、全国フォーラムの開催、第三者評価機関職員研修を実施する事業を創設する。  
また、改正児童福祉法に基づき、義務的経費化される経費（里親支援センター、児童自立生活援助事業及び在宅指導措置）について、予算編成過程において検討する。
- ・「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進  
「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。
- ・妊産婦等生活援助事業の実施  
家庭生活に困難を抱える特定妊婦等とそのこどもに対する支援のため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を創設する。
- ・こどもの権利擁護のための取組の推進  
各都道府県等や必要に応じて市区町村において、こどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、支援員の確保、周知啓発、権利擁護機関の整備を実施する事業を創設する。
- ・児童養護施設等における生活向上のための改修費等の補助を行う事業の拡充  
児童養護施設等における生活向上のための改修費等の補助を行う事業を拡充し、改正児童福祉法の施行に伴い新設される施設・事業所を補助対象に追加する。

## **（２） 家庭的養育の推進や施設退所者等の自立支援の推進【一部新規】 【一部推進枠】 【一部事項要求】**

- ・社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向けた学習環境整備の強化  
社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向けた学習環境整備等の支援強化について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。
- ・児童養護施設退所者等への各種貸付け  
児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行い、自立支援の推進を図る。
- ・里親に対する研修  
里親に対する研修受講費用の支援範囲を見直し、里親委託の推進を図る。

- ・養子縁組民間あっせん機関の職員に対する研修

養子縁組民間あっせん機関の職員に対する研修について、児童相談所とのネットワーク構築に向けて、地域ブロックごとの研修等が実施できるようにする。

### **(3) 児童相談所におけるICT化の推進等【一部新規】【一部推進枠】** ※デジタル庁一括計上予算を含む

- ・国が構築を行っているシステム等と児童相談所独自システム間のデータ連携等を行うため、児童相談所独自システムの改修費等の補助等を行う。
- ・児童相談所等におけるICT化について、業務負担軽減のためビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を支援する。
- ・児童相談所の緊急一時保護等に対応するため、夜間に入所する児童の対応や夜間対応時の保護所内のバックアップ支援を行う協力員の配置に対する支援を行う。

### **(4) 児童福祉施設等の着実な整備【拡充】【一部推進枠】**

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づき施設整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

- ・施設整備に係る建設資材費等の高騰に対応するため、その影響相当額等を要求する。
- ・地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1/3→1/2に嵩上げを行う。(再掲)

## **2 ひとり親家庭等に対する支援の推進**

**1,662億円+事項要求 (1,665億円)**

※デジタル庁一括計上予算を含む

### **(1) ひとり親家庭等に対する支援の推進【一部新規】【一部推進枠】【一部事項要求】** ※参考資料2-4

- ・高等職業訓練促進給付金の対象資格について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大することについて、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。
- ・養育費に関する相談支援や取決めの促進について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。
- ・ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対する生活・学習支援について、こども食堂や体験型教室等の多様な居場所の提供に活用できるようにする。
- ・親子交流の支援について、利用要件を緩和し、支援の強化を図る。
- ・ひとり親家庭等に対する相談支援について、IT機器等を活用したワンストップの相談体制の構築を進める。
- ・こども食堂等の支援を行う民間団体(中間支援法人)に補助を行い、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもへの食事提供の支援を行う。



### 3 ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援

209億円の内数（209億円の内数）

#### （1）ヤングケアラーの支援体制の構築【拡充】【一部推進枠】

- ・進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合の支援を実施する。
- ・ケアにおけるレスパイト・自己発見等に寄与する当事者向けイベントを開催する場合の支援を実施する。

#### （2）地域におけるこども・若者支援のための体制整備、人材育成

- ・地域において子ども・若者支援地域協議会等の設置を促進するとともに、要保護児童対策地域協議会との有機的な連携が図られるよう地方キャラバンや全国サミット等を実施する。
- ・ひきこもりや不登校など、困難を有するこども・若者の支援者を養成するための、相談業務やアウトリーチ（訪問支援）に関する研修を実施し、支援者の資質向上及び全国レベルでの共助関係の構築を図る。

### 4 障害児支援体制の強化

5,030億円の内数+事項要求（4,813億円の内数）

#### （1）良質な障害児支援の確保【一部事項要求】

- ・障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。なお、障害福祉サービス等報酬改定については、予算編成過程において検討する。

#### （2）地域における障害児支援体制の強化【一部事項要求】

- ・令和4年6月に成立した改正児童福祉法が令和6年4月に施行されることに伴い、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。また、児童発達支援センターの機能強化や地域の支援体制の整備について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

#### （3）医療的ケア児等への支援の充実【一部事項要求】 ※デジタル庁一括計上予算を含む

- ・医療的ケア児等への支援の充実を図るため、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援等を総合的に実施する。また、地域における医療的ケア児支援の連携体制の強化について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

#### **(4) 地方自治体における聴覚障害児支援の中核機能の強化【一部事項要求】**

- ・保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修などを行う聴覚障害児支援のための中核機能の整備を図る。また、地域における聴覚障害児支援の連携体制の強化について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

#### **(5) 障害児通所支援事業所等の送迎用バスの置き去り防止対策の推進【推進枠】**

- ・障害児通所支援事業所等の送迎用バスへの安全装置やこどもの見守りタグ（GPS）の導入支援などを推進する。

#### **(6) 障害児支援分野におけるICT等導入支援【新規】【推進枠】**

- ・障害児支援分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害児支援事業所等におけるICTの導入を支援する。

### **5 こどもの自殺対策やいじめ防止対策の強化**

**3億円（2億円）**

#### **(1) 「こどもの自殺対策強化プラン」に基づく取組の推進【新規】【推進枠】**

※参考資料2-5

- ・「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」とりまとめ）に基づき、こどもの自殺の要因分析に関する調査研究を実施するとともに、自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせた広報啓発活動を実施する。

※参考資料2-5

#### **(2) 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進**

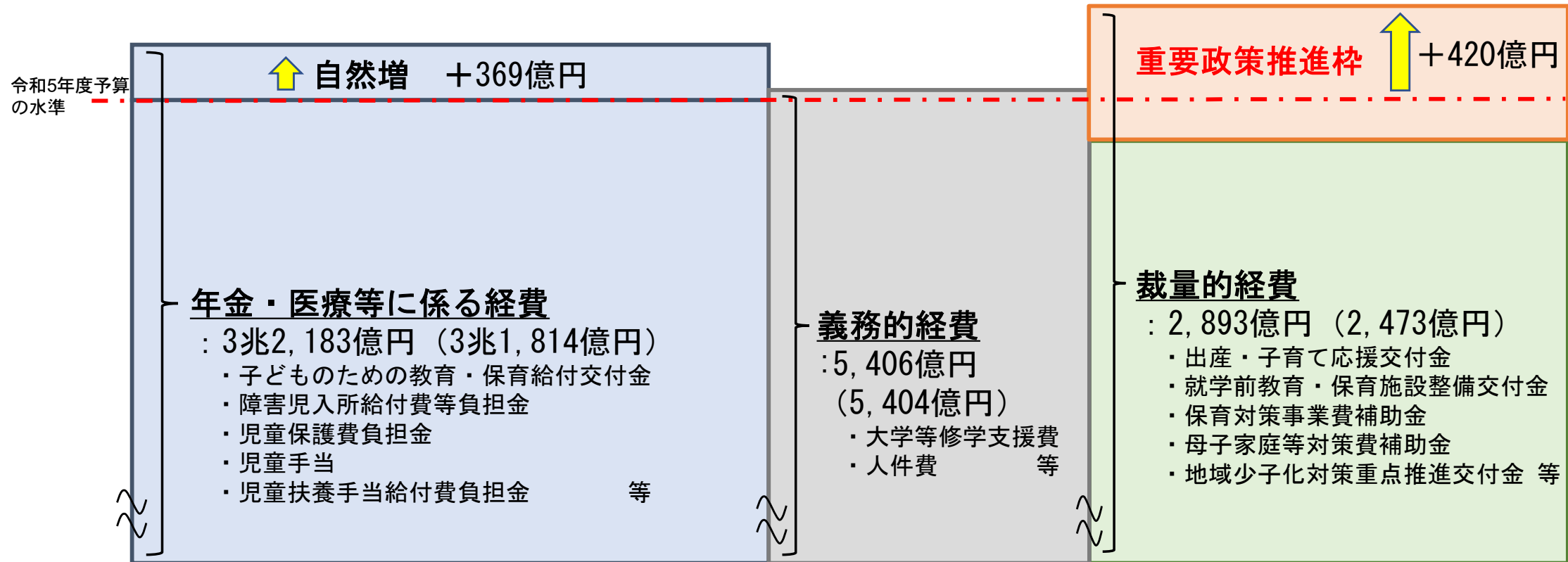
- ・実証地域（自治体の首長部局）において、専門家の活用等により、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証を行い、いじめの長期化・重大化防止を推進する。また、学識経験者等の専門家を「いじめ調査アドバイザー」として活用し、重大事態調査を行う自治体に対し、第三者性の確保等に関して助言する。

# 令和6年度 子ども家庭庁予算概算要求のイメージ

【一般会計】 4兆483億円（3兆9,691億円）（注）括弧内は令和5年度予算

## 事項要求

：「子ども未来戦略方針」で示された「子ども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化の取扱い 等



【特別会計（一般会計からの繰入れを除く）】 8,403億円（8,413億円）

- ・事業主拠出金を充当する経費 7,707億円（7,717億円）  
：子どものための教育・保育給付交付金、児童手当、仕事・子育て両立支援事業、地域子ども・子育て支援事業 等
- ※このほか、前年度剰余金等を活用した経費がある。

（注）上記の金額にデジタル庁一括計上予算等は含まれていない。

# こども政策DXのための基盤強化とデータ連携の推進

## □ こども政策DX見本市開催事業

- ・こども政策DX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組む地方自治体や子育て事業者と、デジタル技術の提供事業者をマッチングする見本市を開催。
- ・見本市開催後、出展事業者の取組内容をまとめた事例集を作成し、横展開を図る。

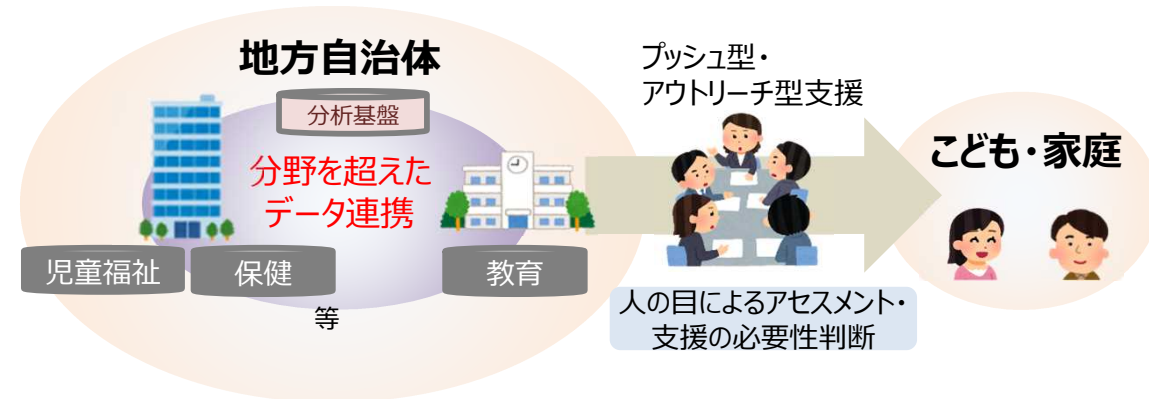
## □ こどもデータ連携に係る実証事業

- ・地方自治体において、教育や福祉等のデータを分野を超えて連携。これにより、支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげるモデル事業を実施。
- ・モデル事業を踏まえて、データ連携に係るガイドラインを改訂するとともに、データ連携に取り組むにあたっての課題を整理し、対応策を検討。

《見本市イメージ》



《データ連携イメージ》



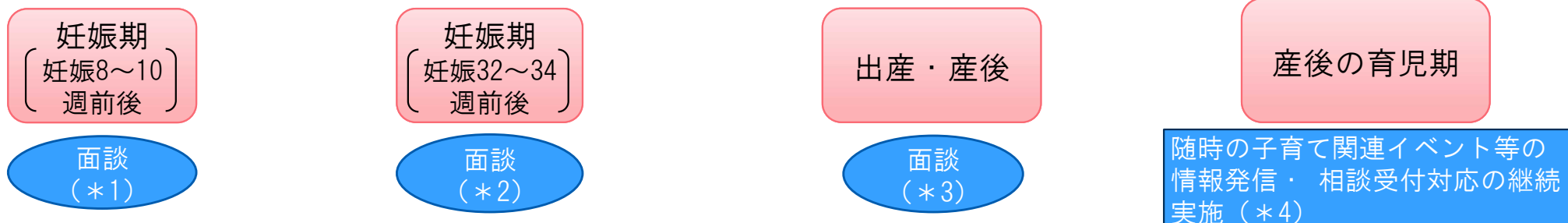
※国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。

# 出産・子育て応援交付金

(注) 伴走型支援は事項要求

- 妊婦や低年齢期(0～2歳)の子育て家庭に寄り添い、妊娠から出産・子育てまで一貫した伴走型支援と経済的支援を実施し、安心して出産・子育てができる環境を整備。
  - ・伴走型支援: 出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を実施。
  - ・経済的支援: 妊娠届け出や出生届け出を行った妊婦等に対し、計10万円相当の支援を実施。

## 《イメージ》



### 【実施主体】

子育て世代包括支援センター（市町村）  
（NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨）

## 伴走型相談支援

(\*2～4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

身近で相談に応じ、  
必要な支援メニューにつなぐ

- ・ 妊娠届出時（5万円相当）・出生届出時（5万円相当）の経済的支援
- ・ ニーズに応じた支援（両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等）

### 《経済的支援の実施方法》

出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等  
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

(\*1) 子育てガイドを一緒に確認、出産までの見通しを寄り添って立てる等

(\*2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介、産後サービス利用を一緒に検討・提案等

(\*3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

## こども未来戦略方針

「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。



## □ 保育の受け皿整備

・「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備を推進。

## □ 保育人材の確保

・潜在保育士の再就職を促進するため、潜在保育士がまずは保育補助者として保育現場で働き、段階的に保育士として復帰する際の足掛かりとなるような支援を行う。

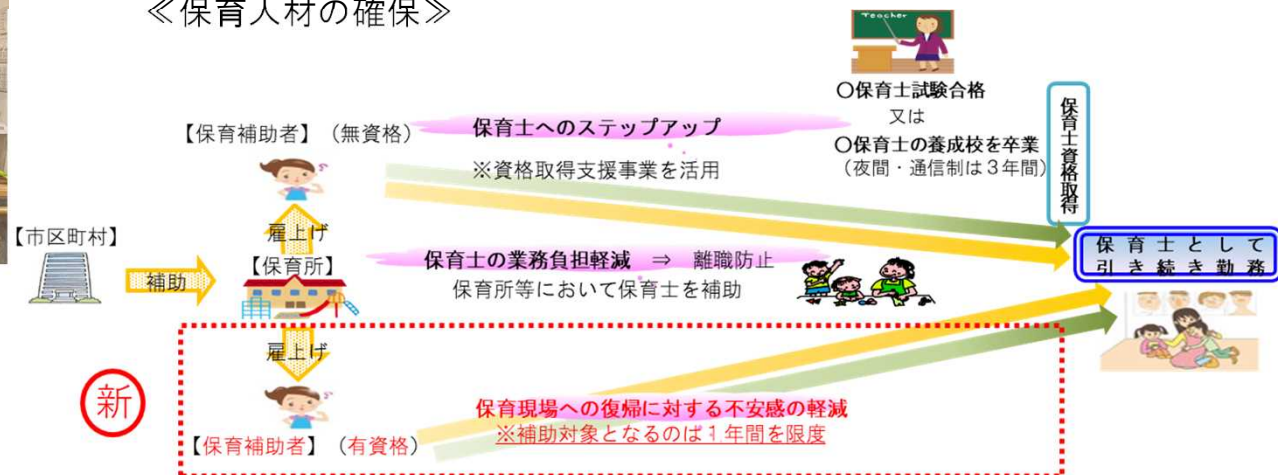
※潜在保育士：保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者

## □ 保育現場のICT化

・実費徴収に関する保育士、利用者双方の負担を軽減するため、キャッシュレス決済の導入費用を補助対象に追加。

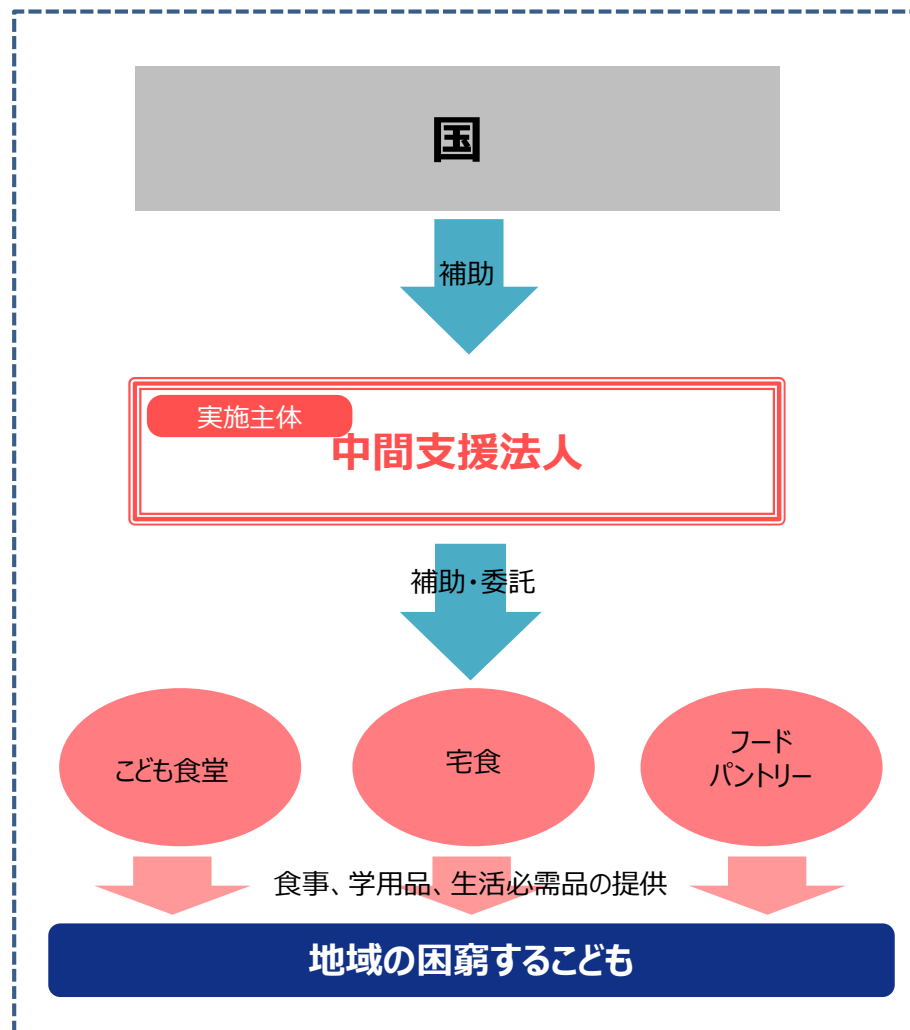


### 《保育人材の確保》



## □ こども食堂等への支援

- ・こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援を行う民間団体(中間支援法人)の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこどもに食事等の提供を行う。



○実際のこども食堂の様子





# こどもの自殺対策やいじめ防止対策の強化

## □ 「こどもの自殺対策強化プラン」に基づく取組の推進

- ・本年4月より、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」(議長:こども政策担当大臣)を開催し、6月に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」をとりまとめ。
- ・同プランに基づき、こどもの自殺の要因分析に関する調査研究を実施するとともに、自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)に合わせた広報啓発活動を実施。

## □ いじめ防止対策の体制構築

- ・こども家庭庁、文部科学省など関係省庁の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止を推進。
- ・具体的には、実証地域において、専門家の活用等により、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証を行う。

### こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

#### リスクの早期発見

1人1台端末の活用等により、**自殺リスクの把握**や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、**全国の学校での実施を目指す**とともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する

#### 的確な対応

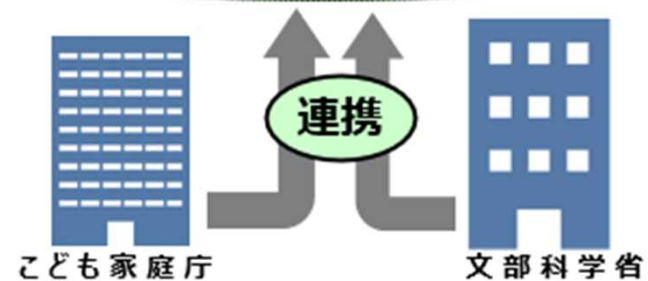
多職種の専門家で構成される「**若者の自殺危機対応チーム**」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の**全国への設置を目指す**

#### 要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する**自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行う**ための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む

こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

社会総がかりのいじめ防止対策を推進



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止に資する首長部局における取組をモデル化

# 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）

（妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施）

## Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

### 1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（2）出産等の経済的負担の軽減 ～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～

- これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳までの支援を強化する。令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」（10万円）について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。

### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（1）妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- 妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、こどもの虐待による死亡事例の6割が0歳児（うち5割は0か月児）であることなどを踏まえると、妊娠期からの切れ目ない支援と産前・産後ケアの拡充は急務となっている。
- このため、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。その際、手続等のデジタル化も念頭に置きつつ制度設計を行う。

# 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日 閣議決定）

（産後ケア事業の実施体制の強化、乳幼児健診等の推進、  
プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等の推進）

## Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

#### （1）妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯を対象を拡大して実施するとともに、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から実施体制の強化等を行う。また、乳幼児健診等を推進する。
- 女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケア<sup>8</sup>を含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等を進める。また、2022年度から保険適用された不妊治療について、推進に向けた課題を整理、検討する。

8 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

# 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）

## （高等教育の修学支援新制度の実施）

### Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

#### 1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

##### （４）高等教育費の負担軽減

～奨学金制度の充実と「授業料後払い制度（いわゆる日本版 HECS）」の創設～

- 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。

# 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日 閣議決定）

## （子ども・子育て支援新制度の推進 ①）

### Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

#### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

##### （2）幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（2021年12月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。



# 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日 閣議決定）

## （子ども・子育て支援新制度の推進 ②）

### Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

#### 1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

##### （1）児童手当の拡充 ～全てのこどもの育ちを支える制度へ～

- 児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付<sup>3</sup>とするとともに、支給期間について高校生年代<sup>4</sup>まで延長する<sup>5</sup>。

児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。

これらについて、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、2024年度中に実施できるよう検討する。

3 現在は、主たる生計者の年収960万円以上、年収1,200万円未満の場合、月額5,000円の支給となり、年収1,200万円以上の場合、支給対象外となっている（※）。これらを改め、主たる生計者の年収960万円以上の場合についても、第1子・第2子について、0歳から3歳未満については月額15,000円とし、3歳から高校生については月額10,000円とする。また、第3子以降について、0歳から高校生まで全て月額3万円とする。

（※）こども2人と年収103万円以下の配偶者の場合。

4 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

5 その際、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する。

# 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）

## （こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた形での試行的実施）

### Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

#### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

##### （3）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。あわせて、病児保育の安定的な運営に資するよう、事業の充実を図る。



# 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日 閣議決定）

## （放課後児童クラブの受け皿整備の推進等）

### Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

#### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

##### （4）新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～

- 保育の待機児童が減少する一方で、放課後児童クラブの待機児童は依然として1.5万人程度存在し、安全対策についての強化が求められるなど、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の拡充は急務である。
- このため、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新・放課後子ども総合プラン（2019年度～2023年度）による受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）を着実に進めるとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から常勤職員配置の改善などを図る。

# 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日 閣議決定）

（改正児童福祉法の施行に伴うこども家庭センターの設置や地域子育て相談機関の整備、新たな家庭支援事業等の推進、こどもの居場所づくり支援の推進、「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進、社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向けた学習環境整備の強化）

## Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

#### （5）多様な支援ニーズへの対応

～社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援～

- 経済的に困難な家庭のこども、障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、それぞれの地域において包括的な支援を提供する体制の整備が求められる。

（中略）

- こうした多様なニーズを有する子育て世帯への支援については、支援基盤や自立支援の拡充に重点を置き、以下の対応を中心に進める。今後、本年中に「こども大綱」が策定される過程において、更にきめ細かい対応について議論していく。

#### （社会的養護・ヤングケアラー等支援）

- 子育てに困難を抱える世帯やヤングケアラー等への支援を強化する。児童福祉法等の一部改正により2024年度から実施される「こども家庭センター」の人員体制の強化等を図る。また、新たに法律に位置付けられる子育て世帯訪問支援事業について、支援の必要性の高い家庭に対する支援を拡充する。さらに、社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向け、学習環境整備等の支援強化を図る。

# 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）

（高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡大、養育費に関する相談支援や取り決めの促進）

## Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

#### （5）多様な支援ニーズへの対応

～社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援～

#### （ひとり親家庭の自立促進）

- ひとり親家庭の自立を促進する環境整備を進めるため、ひとり親を雇い入れ、人材育成・賃上げに向けた取組を行う企業に対する支援を強化する。あわせて、看護師・介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金制度（高等職業訓練促進給付金制度）について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大するなど、より幅広いニーズに対応できる制度とする。また、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進についても強化を図る。

# 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日 閣議決定）

## （児童発達支援センターの機能強化、医療的ケア児等への支援の充実等）

### Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

#### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

##### （5）多様な支援ニーズへの対応

～社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援～

（障害児支援、医療的ケア児支援等）

- 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。また、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化する。こうした体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。

## Ⅲ－３．こども・子育て予算倍増に向けた大枠

- 「加速化プラン」の予算規模は、現時点ではおおむね3兆円程度<sup>18</sup>となるが、さらに、本戦略方針に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として3兆円半ばの充実を図る。

---

18 国・地方の事業費ベース。